平成２３年（フ）第１２６４号
神戸市兵庫区湊川町８丁目17―10―501、商業登記簿上の本店所在地神戸市北区筑紫が丘９丁目13番地の５
破産者　株式会社神冷
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８号
島根県江津市都野津町1564番地
破産者　森崎　延正
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第３４６号
徳島市津田浜之町６番２―221号
破産者　有限会社藤美建設
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５６４号
横浜市都筑区中川中央１丁目７番２号
破産者　株式会社横浜ライフ住宅販売
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６号
石川県白山市八ツ矢町96番地１
破産者　有限会社一洋シール工業
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１０８号
静岡県浜松市東区宮竹町200番地の１
破産者　株式会社オートサロントシヒロ
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６２８号
京都府久世郡久御山町野村村東160番１
破産者　株式会社サンネスト
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５３号
鳥取県米子市和田町2649番地
破産者　株式会社475
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４５４号
千葉県柏市明原２丁目３番20号　廣田ビル209号、開始決定時の住所茨城県つくば市茎崎437番地６
破産者　徳永　陽一
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第８１１号
札幌市豊平区中の島２条４丁目３番１―603号
破産者　初山　智子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２１６号
札幌市東区北10条東15丁目２番12―406号
破産者　太田　光彦
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３３号
札幌市清田区北野４条２丁目７番20号　メゾンド北野203号
破産者　高野　豊明
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４８号
神奈川県藤沢市長後622―３　第２青木ハイツ102号、住民票上の住所神奈川県綾瀬市深谷南５丁目５番９号
破産者　渡邉　　敬
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９１９号
横浜市戸塚区上柏尾町193番地１　アールケープラザ東戸塚503号
破産者　宮本　栄一
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９２０号
横浜市戸塚区上柏尾町193番地１　アールケープラザ東戸塚503号
破産者　宮本　雅子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７９号
静岡県藤枝市下藪田752番地の２　グランメール・エミ103号、旧住所静岡県藤枝市上藪田509番地
破産者　渡邉　久子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９２号
名古屋市熱田区南一番町６番８号
破産者　西田　雅代
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８７号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　372号棟105号室
破産者　高島藤三郎
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２６９号
京都市山科区椥辻池尻町35番地１　マーベラス椥辻407
破産者　森田　　憲
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９３６号
神戸市垂水区星が丘１丁目４番11号
破産者　竹川　恵子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部